

第 号
年 月 日

様

三股町長

模様替承認通知書

年 月 日付きで申請のあった模様替えについて審査した結果、三股町営住宅監理条例27条の規定に基づき、下記条件を付して承認します。

記

1. 用途

2. 箇所

3. 規模

4. 仕様

5. 承認期間 年 月 日から退去日まで

6. 損害賠償 町営住宅使用者の責に帰する事由により、使用財産若しくは隣接する町有財産を滅失し若しくは毀損し又は第三者に損害を与えた場合は、使用者はその損害を賠償しなければならない。

7. 承認の取り消し 模様替申請書及び添付書類に虚偽が判明した場合や、町の承認基準・条件に反する事実が判明した場合は、模様替申請の承認決定後でも、その決定を取り消すことができる。

8. 原状回復 町営住宅を明け渡す際の協議による撤去請求があったとき、又は前項により承認を取り消されたときは、使用者は使用財産を速やかに原状に復さなければならない。

9. 損失の補償 承認の取り消しによって使用者に生じた損失について、町はこれを補償しない。

10. 条例等の遵守 三股町営住宅管理条例、同施行規則を遵守すること。

11. その他 使用者は、この承認書に定めるもののほか、必要な事項について町の指示に従わなくてはならない。

教示 この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三股町長に対して異議申し立てをすることができる。